

## 日高川町学校給食配達業務委託事業 募集要項

町が所有する配送車両を使用して、丹生中学校・早蘇中学校・美山中学校・中津小学校からそれぞれ、指定する小学校へ給食を配送する業務の受託者を募集します。

給食配送業務を委託する業者は、給食の安全や配送車の適正な管理等を確保するため、提出書類の審査、ヒアリングにより決定します。

## 1 事業名称

## 日高川町学校給食配達業務委託事業

## 2 事業実施場所

- ①調理実施校 丹生中学校（日高川町大字江川536）  
配送校 江川小学校（日高川町大字江川2133）  
配送校 山野小学校（日高川町大字山野538）  
②調理実施校 早蘇中学校（日高川町大字蛇尾476）  
配送校 三百瀬小学校（日高川町大字三百瀬885-1）  
配送校 和佐小学校（日高川町大字和佐1550）  
※ただし、早蘇中学校の調理場の増築工事が完成するまでは和佐小学校で調理し、早蘇中学校へ配達。  
③調理実施校 美山中学校（日高川町大字川原河381）  
配送校 川原河小学校（日高川町大字川原河381）  
配送校 笠松小学校（日高川町大字初湯川168）  
配送校 寒川第一小学校（日高川町大字寒川217）  
④調理実施校 中津小学校（日高川町大字船津1500）  
配送校 中津中学校（日高川町大字三佐19-2）

### 3 配送車両

- |        |   |                      |           |    |
|--------|---|----------------------|-----------|----|
| ①丹生中学校 | ↔ | 江川小学校・山野小学校          | 軽貨物車（保冷車） | 1台 |
| ②早蘇中学校 | ↔ | 三百瀬小学校・和佐小学校         | 貨物車（冷凍車）  | 1台 |
| ③美山中学校 | ↔ | 川原河小学校・笠松小学校・寒川第一小学校 | 軽貨物車（保冷車） | 1台 |
| ④中津小学校 | ↔ | 中津中学校                | 軽貨物車（冷凍車） | 1台 |

## 4 業務內容

### 別紙「仕様書」のとおり

## 5 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）

## 6 応募資格

- ① 法人又はそれに準ずる事業者であり、本委託事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 日高川町内に本社、支社、営業所または事業所のいずれかを有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 国税及び地方税を完納していること。

## 7 提出書類

- ① 事業者の概要を記載した書類（様式1）
- ② 次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）
  - ・配達業務遂行の基本方針
  - ・配達業務実施体制
  - ・衛生管理体制
  - ・安全管理及び緊急対応の体制
  - ・その他特筆すべき提案事項
- ③ 事業に係る見積書（任意様式）

見積書は年度ごとに作成し、経費内訳（人件費、福利厚生費、消耗品費、車両管理費、保健衛生費、管理経費など）がわかるよう記載すること。また、見積書に記載する委託料の額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

※必要に応じ、追加資料の提出を求めことがあります。

※提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

## 8 募集要項等の配布

配布期間：令和2年1月27日（月）から

配布場所：日高川町教育委員会 教育課

## 9 提出書類の受付

受付期間：令和2年1月27日（月）から令和2年2月7日（金）まで

※土曜・日曜を除き、午前8時30分から午後5時00分まで

※郵送の場合は、令和2年1月31日必着のこと

受付場所：日高川町教育委員会 教育課（0738-22-8816）

〒649-1323 日高川町大字小熊2416

## 10 選定方法

提出された書類の記載内容について審査し、事業者を選定します。

なお、提出書類に対するヒアリングの日時・場所等詳細については、後日連絡します。

### （1）選定基準

1. 配送業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
2. 衛生管理の体制が確保されていること。
3. 安全管理及び緊急時対応の体制が確立されていること。

## 1 1 選定結果

選定結果については、事業者に文書で通知します。

【募集についての問い合わせ】

〒649-1323 和歌山県日高郡日高川町大字小熊2416番地

日高川町教育委員会 教育課 (0738-22-8816)

## 様式 1

## 事業者の概要

フリガナ 団体名	印		
所在地		TEL	
代表者		FAX	
設立年月日			
沿革			
業務内容			
主な実績			
財政状況	年度	平成28年度	平成29年度
	総収入		
	総支出		
	当期損益		
	累積損益		
担当者	所属： 担当者名： T E L : F A X : E-mail :		

## 日高川町学校給食配達業務委託仕様書

### 1 業務名

日高川町学校給食配達業務

### 2 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

#### (1) 学校給食の配達、回収業務

給食調理実施校から、指定する時間内に、配達校へ調理済の食缶及び食器類等を配達し、給食終了後、使用済の食缶及び食器類等を回収する。

#### (2) 運行日誌等作成業務

配達車ごとに運行日誌を備え付けて、業務内容を記録する。

#### (3) 配送・回収連絡確認簿作成業務

給食配達または回収の際に、各学校との連絡簿を作成し受け渡しを行う。

#### (4) 配送車両管理業務

業務に使用する車両は、後掲する日高川町所有の配達車両で行うものとし、配達車両の点検整備、清掃等の管理全般を行い、所定の場所に保管する。

#### (5) 前各号に付帯する業務

### 3 業務委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### 4 年間実施回数

年間の配達業務日数は、学校休業日を除く月曜日から金曜日までの学校給食を実施する日（年間200日程度）とする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び夏期・冬期・春期休業期間等において、学校行事等の都合により学校給食を実施する日も同様とする。

### 5 基準作業時間

配達業務は、午前10時30分から午後2時30分までの範囲とする。ただし、業務上遂行に必要な時又は緊急を要する時は、基準作業時間を超えて業務にあたるものとする。

### 6 委託料の支払

委託料の支払いは年4回（6月、9月、12月、3月）とする。

### 7 実施場所

配達・回収業務対象校等は次のとおりとする。（学校位置図 資料1）

(1) 丹生中学校 ⇄ 江川小学校・山野小学校

(2) 早蘇中学校 ⇄ 三百瀬小学校・和佐小学校

- (3) 美山中学校 ⇄ 川原河小学校・笠松小学校・寒川第一小学校
- (4) 中津小学校 ⇄ 中津中学校

## 8 実施場所

配送業務の実施方法等については、概ね次のとおりとする。

- (1) 調理済の食缶及び食器類等を8学校に配送・・・午前11：00～  
(4台で配送)

- (2) 給食終了後、使用済の食缶及び食器類等を回収・・・午後14：00まで  
(4台で回収)

※配送時間、食缶等々については、現時点のものであるため、契約後に変更する場

合がある。その場合、配送ルート等の変更もあるので、柔軟に対応すること。

※学校行事により、給食時間に変更がある場合は、適切かつ柔軟に対応すること。

## 9 配送車両

配送車両は、次のとおりとし、無償で貸与する。

- ① スズキキャリー保冷車 2WD 3AT (和歌山480 せ 9174)
- ② マツダボンゴ冷凍車 2WD 3AT ( 納車後 )
- ③ スズキキャリー保冷車 2WD 3AT (和歌山480 せ 9177)
- ④ スズキキャリー冷凍車 2WD 3AT ( 納車後 )

## 10 配送車両の管理

### (1) 保管場所・方法

配送車両は、受託者により適切に保管すること。

### (2) 点検・整備・保守

ア 配送車両に修理の必要があると認めるとき、または、故障等の突発的な不具合には受託者の責任において修理又は予備車の手配等を実施し、配送業務に影響しないようにするとともに、その内容について速やかに町へ報告すること。

イ 配送車両の車体の内部は、給食配送の業務前と業務後には、丁寧にアルコール消毒し、常に清潔を保ち、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。  
外部においても常に清潔な状態に保つように努めること。

また、毎学期開始前には、必ず配送車両の清掃・点検を行うこと。

ウ 配送車両の継続検査は、有効期限が満了する日よりも前に完了させ、更新された自動車検査証や点検整備記録簿及び自賠責保険証明書の写しを有効期限が満了するとされた日までに町に提出すること。

## 11 実施体制

### (1) 業務責任者等

受託者は、学校給食配送業務等が円滑に実施できるよう、業務責任者を配置し、業務時間内において、携帯電話等により常時連絡可能な状態とすること。

配送業務に従事する者（以下「配送員」という。）は、1台につき運転手各1名配置すること。なお、配送員に欠勤等があつても、業務に支障がないように交代員を確保し、万全を期すること。

## 12 業務従事者の衛生管理

- (1) 受託者は、業務従事者の健康診断を年1回以上行い、その結果を「健康診断結果報告書」により報告すること。また、常に業務従事者の健康状態に注意し、異常を認めたときは、速やかに医師の検査等を受けさせること。
- (2) 受託者は、業務従事者の腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌）を行い、その結果を「細菌検査結果報告書」により報告すること。  
また、必要に応じてノロウイルスの検査を実施し、その結果を報告すること。
- (3) 受託者は、下痢症状・発熱・せき・外傷・皮膚病等伝染性の疾患で、食品衛生上支障の恐れのある者を業務に従事させないこと。
- (4) 受託者は、業務従事者及びその家族に伝染病が発生し、又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。
- (5) 業務従事者は、清潔な帽子・衣服・マスクを着用すること。

## 13 法令等の遵守

受託者は、給食物資の衛生的かつ適切な取り扱い、交通法規や安全運転を徹底し、道路交通法等関係法令を遵守すること。

## 14 事故の責任

業務実施中の交通事故その他一切の事故は、すべて受託者の責任においてこれを解決するものとする。

また、交通事故等の発生により、町が損害を被った場合に、受託者が当該損害賠償の責任を負う意思及び履行能力を担保すること。

## 15 損害の負担

- (1) 業務の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が日高川町の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が日高川町の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

## 16 経費の負担

- (1) 配送車両の日常点検整備・定期点検整備・継続検査（車検整備）・夏冬タイヤ・タイヤチェーン・修理・交換・その他経費、車両の運行に係る経費（燃料代等）、及び業務従事者の衛生管理に伴う経費は全て受託者の負担とする。  
※冬用タイヤは、受託者が必用に応じて夏用⇒冬用タイヤの脱着をすること。
- (2) 受託者は、配送車両の対人賠償・対物賠償とも無制限の自動車保険に加入するこ

と。

(3) 上記以外の経費の負担や疑義が生じた場合は、町と受託業者で協議の上、決定する。

#### 17 その他

本仕様書は、業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても、本仕様書に付随する業務は、誠意をもって実施すること。なお、本仕様書の内容等に疑義が生じたときは、町と受託者が協議の上、決定するものとする。